



Title	RRIなきRRI？：FP10をRRIとして再記述する
Author(s)	榎本，啄杜
Citation	ELSI NOTE. 2026, 74, p. 1-29
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/105813
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



大阪大学 社会技術共創研究センター
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

ELSI NOTE No.74

2026 年 7 月 22 日

RRIなきRRI？ ：FP10をRRIとして再記述する

Author

榎本 啄杜

大阪大学 社会技術共創研究センター 特任研究員（常勤）（2026年7月現在）

目次

主な略語一覧.....	3
はじめに	4
1. FP6 から FP9 へ.....	7
1.1. ELSI／RRI の制度的居場所	7
1.2. SwafS 後の受け皿としての WIDERA／ERA	8
1.3. 名称の非連続、関心の連続	9
2. FP9 から FP10 へ.....	10
2.1. FP10 は FP9 と連続的である	10
2.2. FP10 は FP9 と非連続的である	11
2.3. 旧 5 キーはどこへ行ったのか	12
2.4. 名称の連続、態度の非連続	14
3. FP10 を RRI として構成する	16
3.1. A／T 分類の判定基準	16
3.2. FP10 における【A】の変質	17
3.3. FP10 における【T】の再配置	19
3.4. FP10 版 RRI の定式化	22
3.5. RRI なき RRI ?	23
おわりに：日本で RRI を語ることの含意	24
参考文献	25

主な略語一覧

略語	原語	日本語
ELSI	Ethical, Legal and Social Issues	倫理的・法的・社会的課題
ELSA	Ethical, Legal and Social Aspects	倫理的・法的・社会的側面
RRI	Responsible Research and Innovation	責任ある研究・イノベーション
FP	Framework Programme	枠組みプログラム
SaS	Science and Society	科学と社会
SiS	Science in Society	社会における科学
SwafS	Science with and for Society	社会とともにある／ のための科学
ERA	European Research Area	欧州研究圏
WIDERA	Widening Participation and Strengthening the European Research Area	参加拡大と ERA 強化
ECF	European Competitiveness Fund	欧州競争力基金
SSH	Social Sciences and Humanities	社会科学・人文学
RInCA	Responsible Innovation with Conscience and Agility	JST RISTEX の ELSI／RRI 実践研究開発プログラム

はじめに

近年、日本では、ELSI/RRI をめぐる制度的関心が高まっている。とりわけ、公的な科学技術・イノベーション政策および研究資金制度の水準で、ELSI/RRI が明示されている点が重要である。第 6 期科学技術・イノベーション基本計画は、研究開発の初期段階からの ELSI 対応における市民参画や、人文・社会科学と自然科学との融合による「総合知」を用いた対応が必要な研究開発について、2021 年度より関連のファンディングを強化するとしている（内閣府 2021）。また、JST 社会技術研究開発センターには、2020 年度から「科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への包括的実践研究開発プログラム」、すなわち RInCA が設定された（RInCA n.d.）。同プログラムは、新興科学技術の ELSI に研究開発の初期段階から予見的・包括的に取り組み、その知見を研究・技術開発の現場にフィードバックすることを通じて、RRI の実践的な協業モデルの開発を目指すものとされている。以上から、少なくとも日本では 2020 年代以降、ELSI/RRI が公的な科学技術・イノベーション政策の語彙として可視化されていることがわかる¹。

これに対して EU では、RRI は FP7（2007 年～2013 年）後期から Horizon 2020（2014 年～2020 年）期にかけて強く制度化された。たとえば RRI Tools は、FP7 “Science in Society” のもとで実施され、ERA の 30 か国を対象とする 19 の RRI Hubs を設置し、RRI Toolkit の普及、研修、政策担当者への働きかけを行うことを構想した（CORDIS n.d.-d）。また Horizon 2020 期にも、NewHoRRizon や SUPER_MoRRI のように、RRI の普及、統合、モニタリングを目的とするプロジェクトが実施された（CORDIS n.d.-e; CORDIS n.d.-f）。しかし、Horizon Europe（2021 年～2027 年）期に入ると、RRI というラベルは単独の政策パッケージとしては後景化し、Societal Readiness、Open Science、ERA 改革、倫理・研究公正、ジェンダー平等、市民のエンゲージメ

¹ なお、日本では公的資金制度に加えて、ELSI/RRI を冠する大学内拠点も設置されている。たとえば、大阪大学社会技術共創研究センター（ELSI センター）は 2020 年 4 月、新潟大学研究統括機構 ELSI センターは 2023 年 4 月に設置された（大阪大学 2025; 新潟大学 2023）。さらに、2026 年 2 月には、RRI の基本情報や実践のヒントを紹介するウェブサイト「RRI Portal」が公開された。同サイトは、RInCA に 2024 年度採択された「工学生物学の ELSI 検討と『責任ある』研究開発エコシステムの構築」研究開発プロジェクトの一環として運営されている（RRI Portal 2026; RRI Portal n.d.）。また、慶應義塾大学は 2026 年 5 月、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート内に「責任ある研究・イノベーション」センター（KEIO-RRI）を設置したと発表している（慶應義塾大学 2026）。本稿は、これらの拠点や情報基盤の活動実態を比較評価するものではない。ここで確認したいのは、2020 年代の日本において、ELSI/RRI が公的資金制度だけでなく、研究拠点名や実践を支援する情報基盤の名称としても可視化されているという事実である。とくに 2026 年に、RRI を冠するポータルサイトと新拠点が相次いで公開・設置されたことは、EU で RRI という政策ラベルが後景化している時期に、日本ではなお RRI という語が研究活動を位置づける名称として用いられていることを示す一例である。

ント (citizen engagement) などへと分散していく。

この時間差が、本稿の出発点である。EU の研究・イノベーション政策は、複数年にわたる枠組みプログラム (Framework Programme; FP) を通じて実施されてきた。2021 年から 2027 年までの第 9 期枠組みプログラム (FP9) は「Horizon Europe」と呼ばれており、2028 年から 2034 年までの第 10 期枠組みプログラム (FP10) もまた、同名の「Horizon Europe」として提案されている (EC 2025a)。その意味では、FP10 は FP9 と切断された別個の制度ではなく、同一名称のもとで構想されている後継プログラムである。

しかし、同じ Horizon Europe という名称が用いられていることは、FP9 から FP10 への移行において、すべての要素が連続していることを意味しない。FP8 である Horizon 2020 から FP9 である Horizon Europe への移行においては、プログラム名は変化したものの、ELSI/RRI 的関心は、FP 内のプログラム「Science with and for Society」(社会とともにある／のための科学; SwafS) 後の受け皿としての European Research Area (欧州研究圏; ERA) 関連項目へと再配置されながら継続していた。これに対して、FP9 から FP10 への移行では、Horizon Europe という名称は保存されているにもかかわらず、RRI という語や、ELSI/RRI 的関心を束ねる個別プログラムの可視性は低下しているように見える。

とはいえ、このことを、ただちに「EU において RRI は消滅した」と表現するのは適切ではない。FP10 案においても、ERA は Part IV “European Research Area” として置かれている。以下では、この構成要素を Part IV と呼ぶ。また、オープンサイエンス、倫理・研究公正、ジェンダー平等、社会的課題への対応、市民のエンゲージメントといった要素も、別の制度的文脈のもとで確認できる。さらに、2025 年 7 月 16 日の FP10 提案後に公表された欧州委員会 (European Commission; EC) の説明資料や関連文書は、FP10 本体だけでなく、欧州競争力基金 (European Competitiveness Fund; ECF)、ERA Act²、研究セキュリティ (research security; 研究安全保障と訳されることもある)、研究・技術インフラといった周辺政策を合わせて見る必要があることを示している (EC 2025d; 2025e; 2025g; 2025h; 2025i)。

そこで本稿では、FP10 を「RRI なき RRI」として捉えることを試みる。この表現には二重の

² ERA Act とは、欧州委員会が 2026 年の採択を予定している European Research Area (ERA) に関する法的枠組みである。欧州委員会は、ERA Act を、EU の研究・イノベーション・エコシステムにおける規制枠組みの分断、研究開発投資の不均衡、知識共有の障壁などに対応するものとして説明している。同案は、3%研究開発投資目標、政策・投資の調整、研究キャリア・流動性、オープンサイエンス、科学研究の自由、倫理・研究公正、ジェンダー平等、機会均等などを主要項目としている。

意味がある。第一に、FP10においては、少なくとも SwafS 期に見られたような、RRI を明示的に掲げる制度的な居場所は見えにくくなっている。この意味で、FP10 には RRI がない。しかし第二に、前稿（榎本 2025）で再構成した広い意味での RRI 概念を用いれば、FP10 においても、どのような態度のもとで、どのようなターゲットに取り組んでいるのかを分析することができる。この意味で、FP10 にはなお RRI がある。

本稿の目的は、EU 自身が FP10 を RRI の継承形態として理解していることを示すことではない。むしろ、EU の自己理解において RRI という語が前景化していないことを確認したうえで、それでもなお FP10 を RRI として再記述できるかを検討することにある。前稿では、RRI を「ある特定の態度を伴った仕方、ある特定のターゲットを中心とした『課題としての ELSI』に取り組む営み」として再構成した（榎本 2025）。本稿は、この枠組みを FP10 に適用する。その意味で、本稿は、前稿で行った概念設計の応用編であり、FP10 を事例とする概念工学的再記述の試みである。

本稿の構成は以下の通りである。第 1 節では、FP6 から FP9 までの流れを確認し、ELSI/RRI 的関心がどのような制度的居場所を与えられてきたのかを整理する。第 2 節では、FP9 から FP10 への移行を検討し、FP10 が FP9 の後継でありながらも ELSI/RRI 的関心の束ね方を変化させていることを示す。第 3 節では、前稿の定式化を用いて、FP10 を広い意味での RRI として再構成する。結論として本稿は、FP10 を RRI の消滅としてではなく、RRI の変質として位置づける。

水準	日本	EU	本稿での含意
公的政策	第 6 期科学技術・イノベーション基本計画で ELSI 対応と総合知が明示。	FP7 後期から Horizon 2020 期に RRI が政策語彙として強く制度化。	日本では 2020 年代以降に ELSI/RRI が可視化。
公的資金	RInCA が ELSI への包括的実践と RRI の協業モデルを掲げる。	RRI Tools、NewHoRRizon、SUPER_MoRRI 等が FP7/Horizon 2020 期に実施。	EU では RRI プロジェクト群は主として FP7/FP8 期。
拠点・ハブ	大阪大学 ELSI センター、新潟大学 ELSI センター、KEIO-RRI 等	RRI Tools における RRI Hubs 等。多くは FP7/FP8 期の普及装置として形成された。	制度化・拠点形成の時期に差がある。
現在の見え方	ELSI/RRI を冠する公的資金・拠点がなお可視的。	Horizon Europe 期には RRI ラベルが見えず、Open Science、ERA 改革等へ要素が分散。	FP10 を「RRI なき RRI」と読む導入になる。

表 1 日本と EU における ELSI/RRI に対する時間的ギャップ

1. FP6 から FP9 へ

本節では、FP6 から FP9 までの流れを、ELSI/RRI 的関心の制度的居場所という観点から確認する。ここで扱うのは、FP 全体の歴史ではない。問題となるのは、ELSI や RRI に関係する関心が、どこに置かれ、どのような語彙で束ねられてきたのかという点である。

1.1. ELSI/RRI の制度的居場所

FP6 から FP8 にかけて、ELSI/RRI 的関心には比較的可見やすい制度的な居場所があった。FP6 では「Science and Society」（科学と社会; SaS）、FP7 では「Science in Society」（社会における科学; SiS）、FP8 では「Science with and for Society」（社会とともにある／のための科学; SwafS）がその役割を担った。これらを過度に単純化すべきではないが、科学技術と社会との関係を研究・イノベーション政策の内部で扱う場が形成されていったことは確認できる。

FP6 の SaS は、科学者、政策担当者、社会一般のあいだに構造的な結びつきを作り、ERA の内部で動的な相互作用を促すことを目的としていた（CORDIS n.d.-a）。FP7 の SiS では、科学の専門家と非専門家との隔たりを埋め、科学文化への関心や科学教育を強化する方向が引き継がれた（CORDIS n.d.-b）。そして FP8 である Horizon 2020 では、SwafS が科学と社会の協力、科学的人材の育成、科学的卓越性と社会的責任の接続を担うプログラムとして位置づけられた（CORDIS n.d.-c）。

SwafS において RRI は、「倫理」「ジェンダー」「オープンアクセス」「エンゲージメント」「科学教育」といった複数の要素を束ねる政策的語彙として機能した。これらは、RRI が何に取り組むのかを示すいわばターゲットである。以上を踏まえて、FP6 から FP8 までの流れは、SaS、SiS、SwafS という名称の変化を通じて、科学と社会の関係を制度的に扱う場が形成されていく過程として理解できる³。

³ RRI は、ELSI/ELSA の単なる言い換えではない。RRI を推進する側の自己理解においては、従来の ELSI/ELSA 研究は、倫理的・法的・社会的側面を研究開発の外部から、あるいは望ましくない帰結を抑制する制約として扱いがちであったと整理されることがあった。これに対して RRI は、研究・イノベーションの初期段階から社会的アクターを巻き込み、研究開発の目的や方向性を問い直す枠組みとして提示された。ただし、この対比をそのまま受け取ることはできない。実際には、従来の ELSI/ELSA 研究にも、研究開発への近接性、先見性、ステークホルダーとの相互作用性、学際性といった特徴が含まれていた。したがって、RRI の新しさは、ELSI/ELSA がもたなかった要素を初めて導入した点にあるというより、ELSI/ELSA 的関心を、イノベーション、社会的望ましさ、応答可能性といった観点のもとで再編した点にあると言える（cf. von Schomberg 2013; Zwart et al. 2014）。

1.2. SwafS 後の受け皿としての WIDERA／ERA

FP9 である Horizon Europe では、RRI 的関心を扱う個別プログラムは前景から退いた。したがって、FP8 期のように、「このプログラムを見れば RRI の制度的居場所がすぐに分かる」という状況ではなくなった。しかし、このことは RRI 的関心が消えたことを意味しない。FP9 では、SwafS 後の受け皿として、参加拡大と ERA 強化（Widening Participation and Strengthening the European Research Area; WIDERA）、とりわけ ERA を強化するための研究・イノベーション制度改革の領域が重要になる。

Horizon Europe の WIDERA 作業計画では、WIDERA は「参加拡大と卓越性の普及」と「ERA を強化するための欧州研究・イノベーション制度の改革・強化」という二つの要素から構成される（EC 2025k）。後者には、「オープンサイエンス」「ジェンダー」「倫理・研究公正」「研究評価改革」「知識循環」「科学と政策の接続」など、RRI のキー⁴と重なり合う要素が含まれている。

この位置づけは、FP9 末期の最新資料によっても確認できる。2025 年 12 月に採択された Horizon Europe Work Programme 2026-2027 においても、WIDERA は「参加拡大と卓越性の普及」と「欧州研究・イノベーション制度の改革・強化」の二部構成であり、後者は Pact for Research and Innovation および ERA Policy Agenda 2025-2027 に沿った改革と実践を支援する 13 のトピックを含むと説明されている（European Research Area Platform 2025b）。また ERA Policy Agenda 2025-2027 は、オープンサイエンス、研究インフラ、研究キャリア、研究評価改革、知識価値化、市民参加、倫理・研究公正、政策のための科学などを、ERA 内の構造政策およびアクションとして配置している（European Research Area Platform 2025a; 2025c）。

FP8 とは異なり、FP9 においては、SwafS を見れば RRI の制度的居場所が分かるわけではない。しかし同時に、FP9 においては、SwafS 後の受け皿として WIDERA／ERA を指し示すことが比較的容易である。RRI 的要素は「ERA 改革」「オープンサイエンス」「ジェンダー」「研究評価」「科学と政策」「参加拡大」などへと分解されているが、その分解は RRI 的関心の消滅ではなく、ERA への再配置として理解できる。

⁴ 本稿でいう「RRI のキー」とは、Horizon 2020 期の RRI を構成する主要項目、すなわち「倫理」「ジェンダー平等」「科学教育」「オープンアクセス」「エンゲージメント」を指す。前稿では、これらを RRI が取り組むターゲット T として整理し、「先見性」「省察性」「包摂性」「応答可能性」といった RRI の次元を態度 A として整理した（榎本 2025）。

1.3. 名称の非連続、関心の連続

以上の流れを踏まえると、FP6 から FP9 までの展開は、ELSI／RRI 的関心の制度的居場所が少しずつ移動していく過程として理解できる。FP6 では SaS、FP7 では SiS、FP8 では SwafS が、科学と社会の関係を扱う主要な場として機能した。そして SwafS において、RRI は、ELSI／ELSA⁵的関心に対する先見的・包摂的・省察的・応答可能的な取り組みを束ねる政策的語彙として前景化した。

これに対して FP9 では、ELSI／ELSA 的関心を直接扱う個別プログラムは見えにくくなった。しかし、ELSI／RRI 的関心そのものが消えたわけではない。それらは、WIDERA や ERA 関連項目へと再配置され、「オープンサイエンス」「ジェンダー」「倫理・研究公正」「科学と政策」「研究評価改革」「参加拡大」といった制度的文脈の中で扱われ続けた。したがって、FP8 から FP9 への移行は、Horizon 2020 から Horizon Europe へと名称は変化したにもかかわらず、ELSI／RRI 的関心が制度的な居場所を変えながら継続した事例として整理できる。

期間	FP 名称	主な制度的居場所	本稿での評価
2002-2006	FP6	SaS Science and Society	「科学と社会」系 プログラムの成立
2007-2013	FP7	SiS Science in Society	RRI 普及へ向かう 前段階
2014-2020	FP8 Horizon 2020	SwafS Science with and for Society	RRI が最も見えや すい制度的居場所 をもつ
2021-2027	FP9 Horizon Europe	WIDERA／ERA	名称の非連続、関 心の連続

表 2 FP6 から FP9 における ELSI／RRI の制度的居場所

⁵ 欧州の概念史では ELSA (Ethical, Legal and Social Aspects) という表記が用いられることが多いが、本稿では日本語圏で一般的な ELSI (Ethical, Legal and Social Issues) との連続性を示すため、必要に応じて ELSI／ELSA と併記する。

2. FP9 から FP10 へ

第2節では、FP9 から FP10 への移行を検討する。前節で確認したように、FP8 から FP9 への移行においては、名称の非連続にもかかわらず、ELSI／RRI 的関心の連続があった。これに対して、FP9 から FP10 への移行は、一見すると逆の構造をもっている。すなわち、FP9 も FP10 も Horizon Europe という同一名称のもとで構想されている。しかし、その同一名称のもとで、ELSI／RRI 的関心がどのように扱われるのかについては、改めて確認する必要がある。

なお、本節で主に参照するのは、2025 年 7 月 16 日に欧州委員会が提示した Horizon Europe 2028-2034 に関する提案文書である（EC 2025a; 2025b）。ただし、7 月 16 日以降に公表された欧州委員会の説明資料・関連資料も、FP10 を理解するうえで重要である。とりわけ、欧州競争力基金（ECF）、ERA Act、研究セキュリティ、研究・技術インフラに関する資料は、FP10 がどのような政策語彙の中に置かれているのかを示している（EC 2025d; 2025e; 2025g; 2025h; 2025i）。なお、AI in Science Strategy は、FP10 期の研究政策が競争力、データ、計算資源、責任ある AI 利用を結びつけていることを示す補助資料として参照する（EC 2025j）。

2.1. FP10 は FP9 と連続的である

まず確認しておくべきなのは、FP10 は FP9 から切断された全く別個の制度ではないということである。EC は、「Horizon Europe 2028-2034」を第 10 期枠組みプログラムとして提案している。提案文書は、「Horizon Europe」という既存ブランドを引き継ぎつつ、研究・イノベーションを EU の経済・投資戦略の中心に置くものとして説明している（EC 2025a）。EC の説明資料も、FP10 が前身プログラムの成果を土台にし、機能しているものを拡大し、可能な限り簡素化し、欧州が必要とする領域に投資を集中するものだと説明している（EC 2025c; 2025f）。

FP10 は、FP9 の制度的後継ではあるが、柱構造がそのまま保存されているわけではない。FP9 では、Excellent Science、Global Challenges and European Industrial Competitiveness、Innovative Europe という三本柱に加えて、Widening Participation and Strengthening the ERA が置かれていた。これに対して FP10 案では、Excellent Science、Competitiveness and Society、Innovation、European Research Area という四部構造が採用されている。したがって、FP10 は Horizon Europe という名称と ERA 関連項目を継承しつつも、制度構造上は、競争力、社会、ERA、ECF との接続をより前面に出す形に再編されている。

この連続性は、ELSI／RRI 的関心に関わる項目についても確認できる。FP10 案では、ERA および Pact for Research and Innovation の価値・原則として、研究・イノベーションにおける倫理・公正、科学研究の自由、ジェンダー平等と機会均等、オープンサイエンス、魅力的な研究キ

キャリアと流動性の促進などが挙げられている（EC 2025a）。また、横断原則として、社会科学・人文学（Social Sciences and Humanities; SSH）の統合⁶、政策のための科学、オープンサイエンスの促進も明記されている（EC 2025a）。

加えて、FP10 と並行して構想されている ERA Act も、科学研究の自由、倫理、研究公正、ジェンダー平等、機会均等といった価値の保護を主要な論点としている（EC 2025g）。したがって、FP10 を「ELSI/RRI 的関心が失われたプログラム」として単純に理解することはできない。「倫理・研究公正」「ジェンダー」「オープンサイエンス」「SSH 統合」「科学と政策の接続」といった要素は、FP10 案およびその周辺政策の中にも残されている。

2.2. FP10 は FP9 と非連続的である

しかし、連続性があることは、非連続性がないことを意味しない。むしろ、本稿にとって重要なのは、FP10 が FP9 の後継であるにもかかわらず、ELSI/RRI 的関心の制度的な現れ方が変化しているという点である。

第一に、FP10 には、SaS/SiS/SwafS 等に対応するような ELSI/RRI 専用の個別プログラムは見当たらない。FP10 の Specific Programme 案では、実施単位として、ERC、EIC、MSCA、global societal challenges、EU Missions、New European Bauhaus Facility、innovation ecosystems、reforming and enhancing the European R&I system、research and technology infrastructures、widening participation and spreading excellence などが列挙されている（EC 2025b）。ここに、かつての SwafS に相当する「科学と社会」系統の明示的な個別プログラムを見いだすことは難しい。

もちろん、このことは、受け皿が完全に失われたことを直ちに意味しない。FP10 案において最も近い受け皿は、Part IV “European Research Area”に置かれた “reforming and enhancing the European R&I system” である。しかし、それは SwafS の単純な後継ではない。むしろ、ELSI/RRI 的項目は、ERA の中に一括して保存されるというよりも、ERA、横断原則、参加規則、社会課題、研究・技術インフラ、イノベーション政策、さらに ECF との接続へと分散している。

第二に、FP10 では、ELSI/RRI 的項目を取り巻く政策語彙が大きく変化している。FP10 案は European Competitiveness Fund（欧州競争力基金；ECF）と密接に接続されており、Specific

⁶ SSH 統合とは、SSH 内部の統合ではなく、社会科学・人文学の知見を、自然科学・工学・医学・技術開発を含む研究・イノベーション活動の各領域へ組み込むことを指す。

Programme 案も、Horizon Europe だけでなく ECF の研究・イノベーション部分を実装することを目的としている（EC 2025b）。また、2028-2034 年の EU 長期予算案では、ECF が戦略技術への投資を担い、Horizon Europe は 1,750 億ユーロ規模の旗艦プログラムとして ECF と連動するものと説明されている（EC 2025e）。同予算案では、Horizon Europe を含む競争力関連支出として 4,090 億ユーロが示されている。この規模は、FP10 を単独の研究助成制度としてではなく、競争力・防衛・宇宙・デジタル・健康・バイオエコノミーなどを含む投資戦略の一部として読む必要があることを示している。

第三に、FP10 では、研究成果の公開や共有も、単純なオープン性の語彙だけでは扱われていない。FP10 案においてオープンサイエンスは、査読済み出版物や研究データへのオープンアクセスを含みつつも、「可能な限りオープンに、必要な限りクローズに」という原則のもとで説明される（EC 2025a）。また、研究成果の公開についても、知的資産の保護、安全保障上の懸念、正当な利益がある場合には機密性を保つことが認められている（EC 2025a）。ここでは、オープンアクセスやオープンサイエンスは維持されているが、それらは競争力、安全保障、知的資産、価値化といった語彙と組み合わされている。

第四に、研究セキュリティは FP10 期の ERA において一層明示的な位置を占めるようになってきている。2024 年の理事会勧告は、国際的な研究・イノベーション協力に由来するリスクとして、望まれない知識移転、外国からの干渉、倫理・研究公正違反を挙げていた（Council of the European Union 2024）。さらに EC は 2025 年 10 月、研究セキュリティを今後の ERA Act 提案に組み込む方針を示し、European Centre of Expertise on Research Security、国際協力リスク評価のための due diligence platform、研究機関のレジリエンスを検査する共通方法論を提示した（EC 2025h）。これは、研究セキュリティが周辺の論点ではなく、ERA の制度設計に組み込まれつつあることを示している。

以上を踏まえれば、FP10 の非連続性は、ELSI/RRI 的項目が完全に消えたという点にあるのではない。むしろ、同じような項目が残っているにもかかわらず、それらを束ねる政策的な態度が変わっている点にある。FP8 期のいわば標準的な RRI においては、先見性、包摂性、省察性、応答可能性といった態度が中心的に語られていた。FP9 ではその語彙は WIDERA/ERA へと再配置されたが、なお ELSI/RRI 的関心を ERA 改革の文脈で追うことができた。これに対して FP10 では、同様の項目が残しつつも、「競争力」「安全保障」「価値化」「実装」「適合性管理」といった語彙のもとで再配置されている。

2.3. 旧 5 キーはどこへ行ったのか

以上の点をより具体的に見るために、旧 RRI キーに相当する項目が、FP10 本体およびその周

辺政策においてどこに配置されているのかを整理する。ここでいう旧 RRI キーとは、「倫理」「ジェンダー」「科学教育」「エンゲージメント」「オープンアクセス」を中心とする項目群である。文献や政策文書によってはここに「ガバナンス」を加える場合もあるが、本稿では前稿の整理に従い、ガバナンスは参考項目として扱う（cf. 榎本 2025）。

旧 RRI キー	FP10 およびその周辺政策における主な配置先	評価
倫理	FP10 本体の倫理・研究公正／基本権／参加規則／ERA Act	RRI キーというより、法令・倫理原則・研究公正基準への適合条件として保存される。
ジェンダー	ERA の価値・原則／機会均等／非差別／ジェンダー主流化／ERA Act	明確に保存される。
科学教育	MSCA／研究者育成／スキル／キャリア／知識循環	旧来の科学教育キーとしては前景化せず、人材政策・高等教育・研究者育成へ移動する。
エンゲージメント	“Society”（民主主義的価値、市民の公共的参加、社会的包摂等を扱う FP10 の項目）／オープンサイエンス／市民・エンドユーザーのエンゲージメント	残るが、RRI キーとしてではなく、民主主義、社会課題、オープンサイエンスへ分散する。
オープンアクセス	オープンサイエンス／研究データ管理／FAIR 原則／研究・技術インフラ政策	オープンサイエンスの一部として保存されるが、商業的利益・安全保障・正当な利益との調整を受ける。
（参考） ガバナンス	ERA 改革／参加規則／評価／ECF との接続／作業計画	RRI キーとしてではなく、制度運用・資金配分・政策調整の条件へ移動する。

表 3 FP10 における旧 RRI キーの配置先

表3から分かるように、旧 RRI キーは、FP10 本体および周辺政策の中で一括して消えたわけではない。倫理は倫理・研究公正・基本権・参加規則へ、オープンアクセスはオープンサイエンスと研究データ管理へ、エンゲージメントは民主主義・社会課題・市民のエンゲージメントへ、科学教育は研究者育成・スキル・知識循環へ移動している。さらに、研究・技術インフラ戦略は、フロンティア科学から技術検証・展開までのイノベーションサイクルを支えるものとして研究インフラと技術インフラを位置づけ、競争力・技術主権・重要研究データ・研究セキュリティを結びつけている（EC 2025i）。このように、FP10 における変化は、旧キーの消滅ではなく分散である。

2.4. 名称の連続、態度の非連続

以上の検討から、FP9 から FP10 への移行について、次のように整理できる。FP10 は、FP9 から切断された別個の制度ではない。Horizon Europe という名称、ERA、ERC、MSCA、EIC、オープンサイエンス、倫理・研究公正、ジェンダー平等、社会課題対応などは保存されている。この意味で、FP10 は明らかに FP9 の後継である。

しかし、そのことは、ELSI/RRI 的関心が同じ仕方で保存されていることを意味しない。SaS、SiS、SwafS に対応するような個別プログラムは見当たらず、旧 RRI キーに相当する項目は、FP10 本体における ERA、横断原則、参加規則、社会課題、研究セキュリティ、研究・技術インフラに加えて、ERA Act や ECF などの周辺政策へも分散している。したがって、FP10 における非連続性は、ELSI/RRI 的項目の有無だけでは捉えられない。問題は、それらの項目がどのような態度のもとで扱われているのかである。

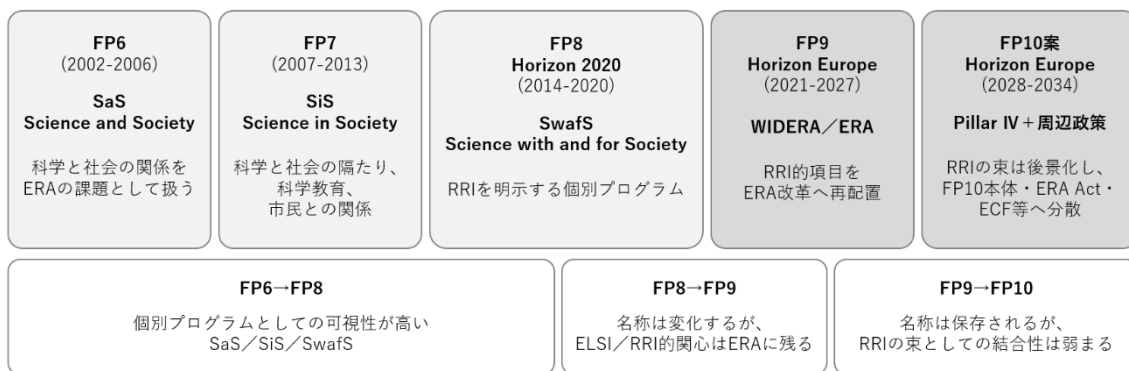


図1 ELSI/RRI の制度的居場所の移動

この点で、FP8 から FP9 への移行と、FP9 から FP10 への移行は対照的である。FP8 から FP9 への移行では、Horizon 2020 から Horizon Europe へと名称は変わったが、ELSI/RRI 的関心は WIDERA/ERA へと再配置されながらも比較的継続していた。これに対して、FP9 から FP10 への移行では、Horizon Europe という名称は保存される。しかし、その同一名称のもとで、ELSI/RRI 的関心は、従来型 RRI の態度ではなく、「競争力」「安全保障」「実装」「価値化」「適合性管理」の語彙のもとで再配置されている。

以上から、FP9 から FP10 への移行は、「名称の連続、態度の非連続」として理解できる。FP10 は FP9 の後継である。しかし、ELSI/RRI 的には、同じものがそのまま残っているわけではない。むしろ、同じような項目が残っているからこそ、それらを束ねる態度の変化が見えにくくなる。次節では、この点を明確にするために、前稿で再構成した RRI 概念を用いて、FP10 を広い意味での RRI として再構成する。

3. FP10 を RRI として構成する

前節では、FP10 において ELSI/RRI 的関心がどこに残っているのかを確認した。そこで明らかになったのは、FP10 において旧 RRI キーに対応する項目が完全に消えているわけではないということである。しかし、それらはもはや、SwafS のような個別プログラムのもとで RRI という一つの政策パッケージとして束ねられているわけではない。むしろ、FP10 本体、ERA Act、ERA Policy Agenda、研究セキュリティ政策、欧州競争力基金（ECF）、研究・技術インフラ政策へと分散しながら制度化されている。

では、このような FP10 を RRI として捉えることはできるのだろうか。もし RRI を、FP8 期の EU において用いられた政策ラベルとしてだけ理解するならば、答えは否定的である。FP10 は、少なくとも現時点の提案文書において、自らを RRI の後継プログラムとして明示的に位置づけているわけではない。また、SaS/SiS/SwafS に対応する「科学と社会」系統の個別プログラムも見当たらない。これを裏付けるように、COM(2025) 543 および COM(2025) 544 の本文を確認する限り、「責任ある研究・イノベーション（Responsible Research and Innovation）」や「責任ある研究（Responsible Research）」は主要な政策語彙として現れていない（EC 2025a; 2025b）。その意味で、FP10 には RRI がない。

しかし、前稿で再構成した広い意味での RRI 概念を用いるならば、話は異なる。前稿では、RRI を「ある特定の態度【A】を伴った仕方で、ある特定のターゲット【T】を中心とした『課題としての ELSI』に取り組む営み」として捉えた（榎本 2025）。この枠組みに従うならば、RRI という語が政策文書上で明示されているかどうかは、決定的な問題ではない。重要なのは、そこに ELSI への取り組みが存在し、それを特徴づける態度【A】とターゲット【T】を分析的に取り出せるかどうかである。

3.1. A/T 分類の判定基準

まず、どの要素を態度【A】に分類し、どの要素をターゲット【T】に分類するのかについて、判定基準を明確にしておく必要がある。FP8 期の RRI では、「キー」と「次元」という区別がすでに政策文書や先行研究の側で比較的明確に用いられていた。すなわち、「倫理」「ジェンダー」「科学教育」「オープンアクセス」「エンゲージメント」といったキーは、RRI が取り組むべき対象領域として理解しやすかった。これに対して、「先見性」「省察性」「包摂性」「応答可能性」といった次元は、それらの対象領域にどのような仕方で取り組むのかを示す態度として理解しやすかった。

しかし、FP10 では EU 自身がそのような分類を提示しているわけではない。FP10 案とその周

辺文書に現れる語彙は、「競争力」「安全保障」「オープンサイエンス」「研究倫理」「価値化」「ジェンダー平等」「研究キャリア」「知的資産」「社会課題」「デュアルユース」「研究・技術インフラ」など、多岐にわたる。これらをそのまま並べるだけでは、FP10におけるRRIの構造を取り出すことはできない。そこで本稿では、以下の基準に基づいてA/T分類を行う。

【A】に分類されるのは、ELSI的課題に取り組む際の態度、選別原理、評価の仕方、制度運用の向きである。ある要素が「何を扱うか」ではなく、「どのような目的や姿勢のもとで扱うか」を示している場合、それは【A】に分類される。たとえば「競争力」は、それ自体がELSI的課題であるというより、「研究倫理」「オープンサイエンス」「国際協力」「知的資産」「成果公開」などをどのような方向で調整するのかを決める上位の態度である。そのため、競争力は【T】ではなく【A】に置くべきである。

これに対して、【T】に分類されるのは、取り組みの対象となる課題領域、保護・促進・管理される対象である。ある要素が「何について対応するのか」を示している場合、それは【T】に分類される。たとえば「倫理・研究公正」「オープンサイエンス」「ジェンダー平等」「研究セキュリティリスク」「知的資産」「研究データ管理」などは、FP10において保護・促進・管理の対象となるため、【T】に置くべきである。

もっとも、同じ語が【A】と【T】の両方に関係する場合もある。典型的なのは「安全保障」である。研究活動を安全保障上の観点から調整し、国際協力や成果公開を制御する姿勢は【A】である。他方で、望まれない知識移転、外国からの干渉、デュアルユース、機微情報の流出などは、取り組みの対象となる課題であるため【T】である。したがって、「安全保障」は一語で処理せず、「安全保障感受性」は【A】、「研究セキュリティリスク」は【T】というように水準を分けて扱う必要がある。

3.2. FP10における【A】の変質

以上の基準に従えば、FP10におけるRRIの態度【A】は、少なくとも次の五つによって特徴づけられる。第一の【A】は、「戦略的選択性」である。FP10案は、研究・イノベーションをEUの経済・投資戦略の中心に置き、より戦略的なEU支出を可能にするものとして説明している(EC 2025a)。また、ECが2025年11月に公表したMoonshot examplesは、クリーン航空、宇宙経済、次世代AIなど、欧州が戦略的に主導権を確保しようとする領域を例示している(EC 2025f)。これは、どの課題を、どの政策目的に照らして優先するかという態度である。

第二の【A】は、「競争力志向」である。FP10案のProgramme objectivesでは、EUの競争力、科学技術基盤、グローバル課題への対応が並べて掲げられている。また、FP10はECFと密

接に接続され、EU budget 2028-2034 においても、戦略技術への投資、簡素化、資金アクセスの一本化、民間資金の動員が強調されている（EC 2025a; 2025d; 2025e）。ここでは、研究・イノベーションは、知識の生産や社会的課題への対応であると同時に、EU の競争力を高めるための制度的手段として位置づけられている。

第三の【A】は、「安全保障感受性」である。FP10 案では、国際協力や成果公開はなお重要な要素として残されている。しかし、それらは無条件のオープン性として扱われているわけではない。第三国の参加については、公共秩序、安全保障、経済安全保障、研究セキュリティ上のリスクを考慮できるとされている（EC 2025a）。加えて、EC は研究セキュリティを ERA Act に組み込む方針を示し、専門センター、due diligence platform、研究機関レジリエンス評価の共通方法論を提示している（EC 2025h）。したがって、FP10 期の国際協力やオープンサイエンスは、「開けばよい」という態度のもとに置かれていない。むしろ、オープン性を維持しつつ、どこで閉じるべきかを判断する態度が前景化している。

第四の【A】は、「実装・価値化志向」である。FP10 の Specific Programme 案では、知識の価値化、技術の取り込み、破壊的イノベーションの実証、スタートアップやスケールアップ支援が重要な運用目標として掲げられている（EC 2025b）。また、研究・技術インフラ戦略は、研究インフラと技術インフラを、フロンティア科学から技術検証・展開までのイノベーションサイクルを支えるものとして位置づけ、科学的卓越性だけでなく、競争力、技術主権、スタートアップ支援、重要研究データの管理を結びつけている（EC 2025i）。ここでは、研究成果は単に公開され、共有されるべきものではなく、保護され、移転され、実装され、価値化されるべきものとして扱われている。

第五の【A】は、「適合性管理型省察性」である。標準的 RRI における省察性は、研究・イノベーションの目的、価値、方向性を、社会的アクターとの関係の中で問い直す態度として理解できる。これに対して FP10 における省察性は、より制度的・管理的な形をとる。たとえば FP10 案では、助成対象となる活動は、関連する EU 法、国内法、国際法、基本権、倫理原則、研究公正基準に従わなければならない、必要に応じて倫理自己評価、研究公正コードへの適合確認、倫理承認などが求められる（EC 2025a）。また、倫理評価や安全保障審査、EU の競争力・戦略的資産・利益を保護する評価、成果保護・価値化・公開・機密性保持・FAIR 原則に沿ったデータ管理も、研究活動を点検する制度的仕組みとして置かれている（EC 2025a）。ここでいう「適合性管理型省察性」とは、標準的 RRI において研究・イノベーションの目的や方向性を社会的アクターとともに問い直すものとして理解されていた省察性が、FP10 では、法令・倫理・研究公正・安全保障・成果管理への適合を通じて研究活動を点検する仕組みへと再符号化されている、とい

う意味である⁷。

以上の五つを踏まえると、FP10 における A は次のように表すことができる。

$$A_{FP10} = A(\text{戦略的選択性；競争力志向；安全保障感受性；実装・価値化志向；適合性管理型省察性})$$

なお、「 n_i を満たすような態度 (attitude)」を $A(n_i)$ とし、便宜的に $A(n_1) \wedge A(n_2) \wedge \dots \wedge A(n_i)$ の略記として $A(n_1; n_2; \dots; n_i)$ を採用している (i は 1 以上の整数である)。

この定式化において重要なのは、FP10 に省察性や包摂性が完全に存在しないと言っているわけではないという点である。オープンサイエンスの定義の中には、市民・エンドユーザーのエンゲージメントが含まれている。また、Society の項目では、市民の公共的参加 (civic engagement)⁸、民主主義的価値、法の支配、基本権、社会的包摂、社会的結束も扱われている (EC 2025a; 2025b)。しかし、それらは FP8 期とは異なりもはや中心的な態度ではなく、オープンサイエンスや社会課題対応の一要素として現れている。この意味で、FP10 において変化しているのは、個々の語彙の有無ではなく、それらを束ねる態度である。

3.3. FP10 における【T】の再配置

次に、FP10 におけるターゲット【T】を整理する。前節で見たように、旧 RRI キーは FP10 において消えたわけではなく、複数の制度的文脈へと再配置されている。したがって、FP10 版 RRI の【T】は、旧 5 キーをそのまま引き写したものにはならない。「倫理」「ジェンダー」「オー

⁷ もっとも、倫理自己評価や倫理承認それ自体は、FP10 で初めて導入されたものではない。Horizon Europe 2021–2027 においても、倫理自己評価、倫理審査、倫理承認、セキュリティ自己評価、security scrutiny はすでに規定されていた。したがって、FP10 における変化は、これらの制度的手続の新規導入にあるのではない。むしろ、既存の倫理・セキュリティ審査の枠組みが、研究セキュリティ、ECF との接続、知的資産・成果管理、デュアルユース、第三国参加制限といった論点と結びつき、研究・イノベーションを法令・倫理・安全保障・価値化の観点から点検する仕組みとして再符号化されている点にある。

⁸ 本稿では、「市民のエンゲージメント (citizen engagement)」と「市民の公共的参加 (civic engagement)」を区別して用いる。前者は、研究・政策・プロジェクトにおいて、市民との対話、共同設計、意見聴取等を行う実践を指す。FP10 案では、オープンサイエンスが、研究・イノベーションへの市民およびエンドユーザーの参画を含むものとして定義されている。これに対して後者は、市民や市民社会が公共生活や民主的な意思形成に関わる実践を指す。本稿が扱う FP10 の Society の文脈では、民主主義的価値、法の支配、社会的包摂等と結びつけられている (EC 2025a; 2025b)。

プンアクセス」「エンゲージメント」「科学教育」といった旧来の項目を引き継ぎつつ、それらがFP10の制度構造の中でどのような対象領域へと組み替えられているのかを確認する必要がある。

第一の【T】は、「倫理・研究公正」である。これは、旧 RRI キーにおける「倫理」と連続する項目である。ただし、FP10 では、倫理は RRI のキーとしてよりも、参加規則や適合性管理の一部として強く位置づけられている。

第二の【T】は、「研究の自由」である。これは旧 RRI キーではないが、FP10 および ERA Act において保護されるべき研究制度上の価値であり、ELSI 的ターゲットとして扱うことができる（EC 2025a; 2025g）。

第三の【T】は、「ジェンダー」である。「ジェンダー」は旧 RRI キーの一つであり、FP10 においても比較的明確に保存されている。

第四の【T】は、「オープンサイエンス」である。旧 RRI キーにおける「オープンアクセス」は、FP10 ではオープンサイエンスの一部へと組み込まれている。ただし、このオープンサイエンスは、知的資産の保護、安全保障上の懸念、正当な利益、商業的利益などによる制約を受ける（EC 2025a）。

第五の【T】は、「SSH 統合」である。これは旧 RRI キーの中心項目ではないが、ELSI 的課題を研究・イノベーションに組み込むための重要な対象領域である。

第六の【T】は、「エンゲージメント」である。FP10 では public engagement という語が RRI キーとして前景化しているわけではないが、オープンサイエンス、民主主義、社会課題対応の文脈の中に市民やエンドユーザーのエンゲージメントが残されている（EC 2025a; 2025b）。

第七の【T】は、「研究セキュリティリスク」である。これは旧 RRI キーには含まれていなかったが、FP10 において新たに重要性を増しているターゲットである。ここには、望まれない知識移転、外国からの干渉、デュアルユース、機微情報の流出、安全保障上の懸念、第三国参加の制限などが含まれる（Council of the European Union 2024; EC 2025h）。

第八の【T】は、「研究データ管理」である。FP10 案では、成果の保護、成果へのアクセス、価値化、公開、機密性、FAIR 原則に沿った研究データ管理などが一連の規定として置かれている（EC 2025a）。

第九の【T】は、「研究・技術インフラのアクセス管理・ガバナンス」である。FP10 案では、研究・技術インフラが Part IV “European Research Area”の一部として置かれている。さらに研

究・技術インフラ戦略では、重要研究データ、データ主権、技術主権、研究セキュリティ、アクセス管理が結びつけられている（EC 2025i）。インフラそのものは ELSI 的ターゲットというより制度的・技術的基盤であるが、そのアクセス、ガバナンス、重要研究データの管理は ELSI 的課題として切り出すことができる。

第十の【T】は、「研究キャリア・スキル形成」である。これは旧 RRI キーにおける科学教育と完全には一致しないが、研究者育成、スキル、キャリア、知識循環として再配置されたものと見ることができる。

以上を踏まえると、FP10 における T は次のように整理できる。

$$T_{FP10} = T \left[\begin{array}{c} \text{倫理・研究公正；研究の自由；ジェンダー；オープンサイエンス；} \\ \text{SSH 統合；エンゲージメント；研究セキュリティリスク；研究データ管理；} \\ \text{インフラガバナンス；キャリアスキル} \end{array} \right]$$

なお、「 m_k のようなターゲット (target)」を $T(m_k)$ とし、便宜的に $T(m_1) \vee T(m_2) \vee \dots \vee T(m_k)$ の略記として $T(m_1; m_2; \dots; m_k)$ を採用している（ k は 1 以上の整数である）。

ここで注意しておきたいのは、「競争力」「重要技術」「レジリエンス」をそのまま【T】に入っていないという点である。これらは FP10 の重要語彙である。しかし、競争力は主として研究・イノベーション全体を方向づける態度であり、重要技術は研究領域であり、レジリエンスは政策目的である。もちろん、それらが ELSI 的課題を生じさせる場合には【T】として扱うことができる。たとえば、重要技術をめぐるデュアルユースや知識移転の問題、レジリエンスの名のもとで行われる研究協力の制限、競争力強化に伴う研究成果公開の抑制などは、【T】として扱うことができる。しかし、その場合にも、問題となるのは「重要技術」や「競争力」そのものではなく、それらに伴って生じる ELSI 的課題である。

3.4. FP10 版 RRI の定式化

ここまでの議論を踏まえると、FP10 版 RRI は次のように定式化できる。

RRI_{FP10} とは、

A (戦略的選択性; 競争力志向; 安全保障感受性; 実装・価値化志向; 適合性管理型省察性)

を伴った仕方で、

$$T \left[\begin{array}{l} \text{倫理・研究公正; 研究の自由; ジェンダー; オープンサイエンス;} \\ \text{SSH 統合; エンゲージメント; 研究セキュリティリスク; 研究データ管理;} \\ \text{インフラガバナンス; キャリアスキル} \end{array} \right]$$

を中心とした「課題としての ELSI」に取り組む営みである。

この定式化は、二つの点で標準的 RRI とは異なる。第一に、態度【A】が異なる。標準的 RRI では、「先見性」「省察性」「包摂性」「応答可能性」が中心的な態度として理解されてきた。これに対して FP10 版 RRI では、「戦略的選択性」「競争力志向」「安全保障感受性」「実装・価値化志向」「適合性管理型省察性」が中心となる。第二に、ターゲット【T】が異なる。標準的 RRI では、「倫理」「ジェンダー」「科学教育」「オープンアクセス」「エンゲージメント」といったキーが中心であった。これに対して FP10 版 RRI では、それらは「倫理・研究公正」「ジェンダー」「オープンサイエンス」「エンゲージメント」「研究キャリア・スキル形成」などへと組み替えられる。さらに、「研究セキュリティリスク」（知識移転・外国干渉・デュアルユース等）、「研究データ管理」、「研究・技術インフラのアクセス管理・ガバナンス」といった、旧 RRI キーには収まりにくい項目が前景化している。

ここで行っていることは、FP10 を RRI として構成することで、FP10 を従来型 RRI へ無理に押し込むことではない。むしろ、前稿で再構成した RRI 概念の利点は、RRI の実践を【A】と【T】に分解することで、標準的な EU 版 RRI とは異なる実践も比較可能にする点にあった(榎本 2025)。したがって、FP10 版 RRI の定式化は、「FP10 も結局は従来型 RRI である」と主張するものではない。そうではなく、「FP10 は従来型 RRI とは異なる【A】と【T】をもつ RRI として構成できる」という主張である。

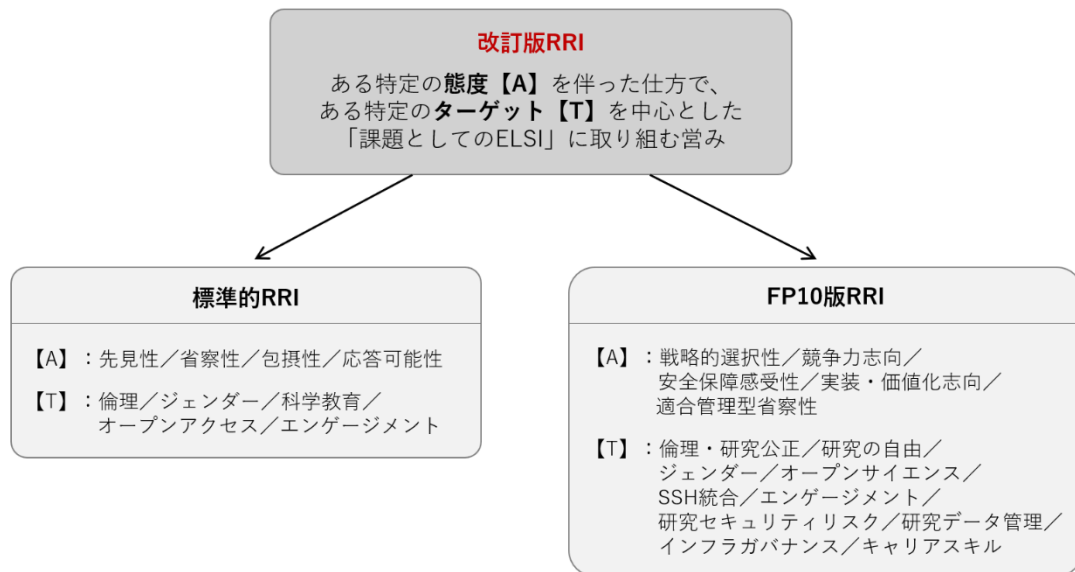


図2 A/T定式化によるFP10版RRIの再構成

3.5. RRI なき RRI？

以上の議論を踏まえると、本稿のタイトルである「RRI なき RRI？」の意味が明確になる。FP10 には、少なくとも SwafS 期に見られたような典型的な RRI はない。RRI という語は前景化しておらず、RRI の5キーが一つの政策パッケージとして提示されているわけでもない。この意味で、FP10 には RRI がない。

しかし、FP10 には ELSI/RRI 的関心がないわけではない。倫理・研究公正、研究の自由、ジェンダー平等、オープンサイエンス、SSH 統合、市民・エンドユーザーのエンゲージメント、研究セキュリティリスク、知的資産・研究データ管理、研究・技術インフラのアクセス管理・ガバナンス、研究キャリア・スキル形成などは、FP10 案およびその周辺政策の中で確認できる。また、それらは戦略的選択性、競争力志向、安全保障感受性、実装・価値化志向、適合性管理型省察性という態度のもとで扱われている。したがって、前稿で再構成した広い意味での RRI 概念を用いるならば、FP10 はなお RRI として構成できる。この意味で、FP10 には RRI がある。

もちろん、これは EU 自身の自己記述ではない。つまり、EU が FP10 を「RRI の新しい段階」と呼んでいるわけではない。本稿の言う「FP10 版 RRI」は、前稿で再構成した RRI 概念を用いて FP10 を比較可能な形へと読み直すための概念工学的カテゴリーである。このカテゴリーによって見えてくるのは、RRI の消滅ではなく変質である。すなわち、FP10 は、RRI という名称を失った後にも、RRI 的な問いが残り続けていることを示す事例である。

おわりに：日本で RRI を語ることの含意

本稿では、FP10 として提案されている Horizon Europe 2028-2034 を、ELSI/RRI の観点から検討した。FP10 は、FP9 と同じく Horizon Europe という名称のもとで構想されており、従来の ELSI/RRI 的項目も一定の仕方で保存されている。その意味で、FP10 は FP9 の後継である。しかし、ELSI/RRI 的関心を一つの RRI 的パッケージとして束ねる制度的な見え方は弱まり、旧 RRI キーに相当する項目は、ERA、横断原則、参加規則、Society、研究セキュリティ、研究・技術インフラ、イノベーション政策、欧州競争力基金（ECF）などへ分散している。ここで生じているのは、項目の単純な消滅ではなく、項目の分散と態度の変化である。

この変化を捉えるために、本稿では、前稿で設計した広い意味での RRI 概念を用いた。すなわち、RRI を「ある特定の態度【A】を伴った仕方で、ある特定のターゲット【T】を中心とした『課題としての ELSI』に取り組む営み」として捉えた。FP10 において重要なのは、旧 RRI キーに相当するターゲットが完全に消えたことではなく、それらが競争力、安全保障、実装・価値化、適性管理といった態度のもとで扱われるようになっていることである。

この定式化によって、FP10 は「RRI なき RRI」として位置づけられた。FP10 には、少なくとも SwafS 期に見られたような典型的 RRI はない。この意味で、FP10 には RRI がない。しかし、FP10 には「課題としての ELSI」への取り組みが存在し、それらは特定の態度のもとで制度化されている。したがって、前稿で再構成した RRI 概念を用いれば、FP10 はなお RRI として再記述できる。この意味で、FP10 には RRI がある。

この整理は、日本で RRI を語る際にも意味をもつ。近年、日本では、基本計画や RInCA に見られるように、ELSI/RRI が公的な科学技術・イノベーション政策および研究資金制度の語彙として可視化されている。また、脚注で述べたように、ELSI/RRI を冠する大学内拠点も設置されている。しかし、EU において RRI という語が見えにくくなりつつあるのだとすれば、日本で RRI を用いる際にも、それを単に EU 由来の標準的な政策概念として輸入するだけでは足りない。問題は、RRI というラベルを掲げるかどうかではない。どのような態度【A】のもとで、どのようなターゲット【T】に取り組むのかを明示することである。

本稿の検討は、FP10 案を対象とした暫定的なものである。今後、欧州議会や理事会との交渉、最終的な法令文書、作業計画、具体的な公募内容が明らかになるにつれて、本稿の記述は修正を必要とするかもしれない。それでも、FP10 は、RRI という名称が後退した後にも、RRI の問いが残りを続けることを示している。典型的な RRI があるかないかを問うだけでは、この事態を十分に捉えることはできない。問われるべきなのは、どのような態度のもとで、どのような ELSI 的課題に取り組む RRI なのかである。

参考文献

CORDIS, n.d.-a, Science and Society (SOCIETY), European Commission, <https://cordis.europa.eu/programme/id/FP6-SOCIETY>, (閲覧日：2026 年 7 月 3 日) .

CORDIS, n.d.-b, Science in Society (SIS), European Commission, <https://cordis.europa.eu/programme/id/FP7-SIS>, (閲覧日：2026 年 7 月 3 日) .

CORDIS, n.d.-c, Science with and for Society (SwafS), European Commission, <http://cordis.europa.eu/programme/id/H2020-EU.5>, (閲覧日：2026 年 7 月 3 日) .

CORDIS, n.d.-d, RRI TOOLS, a project to foster Responsible Research and Innovation for society, with society, European Commission, <https://cordis.europa.eu/project/id/612393>, (閲覧日：2026 年 7 月 21 日) .

CORDIS, n.d.-e, Excellence in science and innovation for Europe by adopting the concept of Responsible Research and Innovation (NewHoRRIzon), European Commission, <https://cordis.europa.eu/project/id/741402>, (閲覧日：2026 年 7 月 21 日) .

CORDIS, n.d.-f, Scientific Understanding and Provision of an Enhanced and Robust Monitoring system for RRI (SUPER_MoRRI), European Commission, <https://cordis.europa.eu/project/id/824671>, (閲覧日：2026 年 7 月 21 日) .

Council of the European Union, 2024, Council Recommendation of 23 May 2024 on Enhancing Research Security, Official Journal of the European Union, C/2024/3510, May 30, 2024, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C_202403510.

EC, 2025a, Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Establishing Horizon Europe, the Framework Programme for Research and Innovation, for the Period 2028-2034 Laying Down Its Rules for Participation and Dissemination, and Repealing Regulation (EU) 2021/695, COM(2025) 543 final, Brussels, July 16, 2025, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52025PC0543>.

EC, 2025b, Proposal for a Council Decision on Establishing the Specific Programme Implementing Horizon Europe - the Framework Programme for Research and Innovation for the Period 2028-2034, Laying Down the Rules for Participation and

d Dissemination under That Programme, and Repealing Decision (EU) 2021/764, COM(2025) 544 final, Brussels, July 16, 2025, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52025PC0544>.

EC, 2025c, Horizon Europe 2028-2034: Twice Bigger, Simpler, Faster and More Impactful, News article, July 16, 2025, https://research-and-innovation.ec.europa.eu/news/all-research-and-innovation-news/horizon-europe-2028-2034-twice-bigger-simpler-faster-and-more-impactful-2025-07-16_en, (閲覧日：2026年7月2日)。

EC, 2025d, European Competitiveness Fund, Publication page, July-August 2025, https://commission.europa.eu/publications/european-competitiveness-fund_en, (閲覧日：2026年7月2日)。

EC, 2025e, EU Budget 2028-2034, European Commission, https://commission.europa.eu/topics/budget/eu-budget-2028-2034-explained_en, (閲覧日：2026年7月2日)。

EC, 2025f, EU Long-Term Budget 2028-2034: Moonshot Examples, Presentation, Directorate-General for Research and Innovation, November 27, 2025, https://research-and-innovation.ec.europa.eu/document/download/a64d902e-c508-4694-a0da-60504d071f82_en?filename=ec_rtd_mff-moonshots.pdf, (閲覧日：2026年7月2日)。

EC, 2025g, European Research Area (ERA) Act, European Commission, Directorate-General for Research and Innovation, https://research-and-innovation.ec.europa.eu/strategy/support-policy-making/shaping-eu-research-and-innovation-policy/european-research-area-era-act_en, (閲覧日：2026年7月2日)。

EC, 2025h, Commission Announces New Measures to Strengthen Research Security, News article, Directorate-General for Research and Innovation, October 28, 2025, https://research-and-innovation.ec.europa.eu/news/all-research-and-innovation-news/commission-announces-new-measures-strengthen-research-security-2025-10-28_en, (閲覧日：2026年7月2日)。

EC, 2025i, A European Strategy on Research and Technology Infrastructures, COM(2025) 497 final, Brussels, September 15, 2025, https://research-and-innovation.ec.europa.eu/strategy/strategy-research-and-innovation/our-digital-future/european-strategy-research-and-technology-infrastructures_en.

EC, 2025j, A European Strategy for Artificial Intelligence in Science: Paving the W

ay for the Resource for AI Science in Europe (RAISE), COM(2025) 724 final, Brussels, October 8, 2025, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52025DC0724>.

EC, 2025k, Horizon Europe Work Programme 2025: Widening Participation and Strengthening the European Research Area, C(2025) 2771 final, May 14, 2025, https://research-and-innovation.ec.europa.eu/document/download/3877f4de-cb14-4311-b4b0-cd1b805f25d4_en.

European Research Area Platform, 2025a, ERA Policy Agenda 2025-2027, European Commission, <https://european-research-area.ec.europa.eu/era-policy-agenda-2025-2027>, (閲覧日：2026年7月2日)。

European Research Area Platform, 2025b, Horizon Europe Work Programme for 2026-2027 Published: New Funding Opportunities for Widening and ERA, December 2025, <https://european-research-area.ec.europa.eu/news/horizon-europe-work-programme-2026-2027-published-new-funding-opportunities-widening-and-era>, (閲覧日：2026年7月2日)。

European Research Area Platform, 2025c, ERA Actions (2025-2027), European Commission, updated May 29, 2026, <https://european-research-area.ec.europa.eu/era-actions>, (閲覧日：2026年7月2日)。

RInCA, n.d., プログラムについて, <https://www.jst.go.jp/ristex/rinca/program/index.html>, (閲覧日：2026年7月3日)。

RRI Portal, 2026, ポータルサイト RRI Portal を公開しました, 2026年2月25日, <https://rriportal.jp/news/54>, (閲覧日：2026年7月21日)。

RRI Portal, n.d., 運営プロジェクト, <https://rriportal.jp/management>, (閲覧日：2026年7月21日)。

von Schomberg, R., 2013, A Vision of Responsible Research and Innovation, In: Owen, R., Bessant, J., and Heintz, M. eds., *Responsible Innovation: Managing the Responsible Emergence of Science and Innovation in Society*, Wiley, 51-74.

Zwart, H., Landeweerd, L., and van Rooij, A., 2014, Adapt or perish? Assessing the recent shift in the European research funding arena from 'ELSA' to 'RRI', Life

Sciences, *Society and Policy*, 10, 11.

榎本啄杜, 2025, ELSI/RRI 概念を工学する, 『ELSI NOTE』, 56, 1-32.

大阪大学, 2025, センター長挨拶 設立 5 周年を迎えて, https://elsi.osaka-u.ac.jp/about-us/message_5th, (閲覧日: 2026 年 7 月 3 日) .

慶應義塾大学, 2026, 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュートに責任ある研究・イノベーション (KEIO-RRI) センターを設置, 2026 年 5 月 13 日, <https://www.keio.ac.jp/ja/org/kgri/news/20260513-01/>, (閲覧日: 2026 年 7 月 2 日) .

内閣府, 2021, 第 6 期科学技術・イノベーション基本計画, <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>, (閲覧日: 2026 年 7 月 3 日) .

新潟大学, 2023, 新潟大学研究統括機構 ELSI センター, <https://www.irp.niigata-u.ac.jp/business/elsi/>, (閲覧日: 2026 年 7 月 3 日) .

RRI なき RRI? : FP10 を RRI として再記述する

榎本 啄杜

大阪大学 社会技術共創研究センター 特任研究員（常勤）（2026 年 7 月現在）

RRI without RRI?: Reframing FP10 as Responsible Research and Innovation

Takuto Enomoto

The University of Osaka



大阪大学 社会技術共創研究センター
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-8
大阪大学吹田キャンパステクノアライアンス C 棟 6 階
TEL 06-6105-6084
<https://elsi.osaka-u.ac.jp>

